

第6条 条例第11条の規定により使用を開始しようとする者は、公共下水道使用届(様式第8号)を、使用を休止し、もしくは廃止し、または再開しようとする者は、公共下水道休止等届(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、工事その他の理由により一時的に公共下水道を使用する者は、その使用開始前までに公共下水道一時使用等届(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。一時使用を廃止したときも同様とする。

(異動の届出)

第7条 条例第12条の規定による届出は、公共下水道使用者異動届(様式第11号)によるものとする。

(排除汚水量の認定)

第8条 条例第15条第1項第2号に規定する水道水以外の水による排除汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家事用を使用する場合においては、1世帯1月につき15立方メートルとする。ただし、使用水を水道水と併用する場合においては、1世帯1月につき12立方メートルとする。
(2) 家事用以外に使用する場合においては、人員、業態、水の使用状況その他の事情を勘案して定める水量とする。
(3) 動力式揚水設備で計量のための装置が設置されている場合は、前号の規定にかかわらず、その使用水量とする。
(使用水の変更)

第9条 条例別表第2に定める使用水を変更する場合は、使用水変更届(様式第12号)を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第21条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否について決定し、下水道使用料減免決定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

3 減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に秋田市地域下水道条例施行規則(平成元年秋田市規則第35号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様



申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

印

排水設備工事計画
水洗便所改造資金助成金交付
を下記のとおり申請します。

Table with 4 columns: Confirmation Number, No., Confirmation Date, and Fiscal Year. Rows include location (秋田市), contractor details, work type (new/renovation), ownership, water use, and funding source.

(※印の欄は、記入しないで下さい。)

排水設備工事同意欄(この欄は、申請者と建物又は土地の所有者が異なる場合に記入して下さい。)

Table for consent with columns for residence, name, and ownership type (building/land).

様式第2号(第3条関係)

排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書

□□□□□□□□

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

Table with 4 columns: 確認番号, 第号, 確認年月日, 平成年月日. Rows include 設置場所, 施工業者, 工事種別, 所有区分, 使用水区分, 助成制度区分, 工事予定期間.

上記の計画を確認したので通知します。
上記の計画について助成金を(交付する・交付しない)ことと決定したので通知します。

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

様式第3号(第3条関係)

排水設備工事計画変更届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 印

下記のとおり排水設備工事計画を変更したいので届け出します。
記

Table with 4 columns: 確認番号, 第号, 確認年月日, 平成年月日. Rows include 設置場所, 工事種別, 施工業者, 変更事項, 変更前.

- (注) 1 融資あっせん制度を利用している場合は、請求書(コピー可)を添付してください。
 2 工事の完了した日から5日以内に届け出をしてください。

工 事 完 了 検 査			
検 査 日	平成	年	月 日
検 査 員			印

様式第6号(第4条関係)

排水設備工事検査済証

平成 年 月 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

下記の排水設備工事は、検査に合格したことを認めます。

記

確 認 番 号	
確 認 年 月 日	
設 置 場 所	
工 事 種 別	
検 査 年 月 日	

様式第7号(第5条関係)

除害施設設置等届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
 氏 名 印
 電話番号

秋田市地域下水道条例第9条の2の規定により、除害施設の(設置・休止・廃止・変更)について届け出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
※工場又は事業場の概要	別紙のとおり
※除 害 施 設 の 構 造	別紙のとおり
※除害施設の使用の方法	別紙のとおり
※汚 水 の 処 理 の 方 法	別紙のとおり
理 由	

(注) ※印の欄については、別紙に記載し、できる限り図面、表等を添付してください。

様式第10号 (第6条関係)

公共下水道一時使用等届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

下記により公共下水道一時使用の(開始・廃止)を届け出します。

記

設 置 場 所	秋田市		
使 用 期 間	平成 年 月 日 から	(日間)
	平成 年 月 日 まで		
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用 ()		
使 用 目 的			
排 水	処 理 方 法		
	1 日 平 均 排 水 時 間		時間
	1 日 平 均 排 水 量		m ³
	総 排 水 量		m ³

様式第11号 (第7条関係)

公共下水道使用者異動届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

下記により公共下水道使用者の異動を届け出します。

記

異 動 年 月 日	平成 年 月 日	
設 置 場 所	秋田市	
お 客 様 番 号		
氏 名	異 動 前	異 動 後
理 由		

様式第12号（第9条関係）

使用水変更届

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

下記により使用水の変更を届け出します。

記

変 更 年 月 日	平成 年 月 日		
設 置 場 所	秋田市		
使 用 水 区 分	変 更 前		変 更 後
	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併 用 ()		<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併 用 ()
種 別	<input type="checkbox"/> 一般汚水 <input type="checkbox"/> 公衆浴場汚水	<input type="checkbox"/> 一般汚水 <input type="checkbox"/> 公衆浴場汚水	
理 由			

様式第13号（第10条関係）

下水道使用料減免申請書

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

印

下記の理由により下水道使用料の減免を申請します。

記

設 置 場 所	秋田市
お 客 様 番 号	
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併 用 ()
申 請 理 由	該当事項に○を記入し、証明できる書類を添付してください。 1 生活保護を受けている 2 就学援助費を受けている 3 特殊教育就学奨励費を受けている 4 市民税の減免を受けている 5 固定資産税の減免を受けている 6 国民健康保険税の減免を受けている 7 市営住宅家賃の減免を受けている 8 保育料の減免を受けている 9 福祉医療費（障害者）を受けている 10 福祉年金（老齢年金を除く）を受けている

	11 震災、風水害、火災その他これに類する災害を受けた 12 その他
摘 要	

整理番号 _____

様式第14号（第10条関係）

下水道使用料減免決定通知書

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様

秋田市上下水道事業管理者 印

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで申請のありました、平成 _____ 年度分の下水道使用料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

設 置 場 所	
お 客 様 番 号	
使 用 水	
<input type="checkbox"/> 承認 (1) 減 免 す る 額 (2) 減 免 期 間 平成 年 月 ～ 平成 年 月分まで <input type="checkbox"/> 不承認・却下 (理由)	

- (注) 1 減免の理由が消滅したときは、ただちにその旨を管理者に届け出てください。
 2 住所を変更した場合は、ただちに届け出てください。
 3 減免期間が経過した場合は、あらかじめ申請が必要になります。
- (教示) 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市水道局水道技術管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市水道局水道技術管理者規程の一部を改正する訓令
秋田市水道局水道技術管理者規程（平成15年秋田市水道局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局水道技術管理者規程
第2条第2項中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局

関係各所
秋田市水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

秋田市水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局職員就業規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第3条中「水道事業」を「水道事業、簡易水道事業および下水道事業」に改める。

第4条中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）を「管理者」に改める。

第7条第3項中「水道局」を「上下水道局」に、「第4号」を「第3号」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第3号

上下水道局
関係各所

秋田市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

秋田市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

秋田市水道局安全衛生管理規程（昭和49年秋田市水道局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局安全衛生管理規程

第1条中「水道局」を「上下水道局（以下「局」という。）」に改める。

第2条中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）を「管理者」に、「および」を「、安全衛生推進者および」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（安全衛生推進者の業務）

第3条の2 安全衛生推進者は、管理者が指定する事業所に置き、当該事業所の長の指揮を受けて前条第1項各号に掲げる業務を担当する。

第5条中「水道局」を「局」に改める。

第7条第3項中「あるとき」を「あるとき、又は欠けたとき」に改める。

第9条中「3年」を「5年」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第4号

上下水道局
関係各所

秋田市水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

秋田市水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令
秋田市水道局職員被服貸与規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局職員被服貸与規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第3項中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）を「管理者」に改める。

別表中「営業課」を「お客様センター」に改め、「・倉庫」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第5号

上下水道局
関係各所

秋田市水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

秋田市水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

秋田市水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程

第1条中「基き水道局」を「基つき、上下水道局」に改める。

第3条中「その月分と」を削る。

別表中

4	業務手当	管理職手当の支給を受けない職員のうち	給料月額100分の4相当額に
		1 一般事務、又はこれに準ずる業務に従事する職員	1 1,000円を加えた額
		2 調査業務等専門的な知識および経験を有する業務に従事する職員	2 2,000円を加えた額
		3 専門的かつ技術的な知識および経験を必要とする業務に従事する職員	3 3,000円を加えた額

4	業務手当	平成17年3月31日時点で水道局に所属し、かつ平成17年4月1日現在に上下水道局に所属している職員のうち、管理職手当の支給を受けない職員	給料月額100分の4相当額
---	------	--	---------------

改め、第6号の次に次のように加える。

7	汚水取扱手当	汚水（し尿を含む汚水に限る。）処理作業に従事したとき	日額 440円
---	--------	----------------------------	---------

8	下水管内 作業手当	下水管内での作業に従 事したとき	日額	350円
---	--------------	---------------------	----	------

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第106号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
337	河辺畑谷字中村16番地4	稲垣酒店
338	河辺戸島字本町245番地1	藤田商店
339	河辺和田字北条ヶ崎14番地8	マックスバリュ河辺店
340	河辺北野田高屋字黒沼下堤下17番地1	デイリーヤマザキ河辺和田店
341	河辺和田字宮崎244番地1	松沢商店
342	河辺三内字曾場台160番地	高橋酒店
343	河辺三内字野崎35番地10	ヤマザキショップ藤原
344	河辺北野田高屋字高橋8番地	尾形酒店
345	雄和新波字本屋敷1番地1	Aコープ大正寺店
346	雄和石田字中大部35番地	Aコープゆうわ店
347	雄和女米木字猫沢134番地	はせべ酒店
348	雄和相川字銅屋261番地5	渡留商店
331-38	雄和田草川字太田2番地1	サンクス秋田雄和店

秋田市告示第107号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成17年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規

定に基づき、一般廃棄物処理手数料の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

財団法人秋田市総合振興公社

理事長 相 場 道 也

秋田市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱い手数料の徴収、収納業務および食品衛生関係業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 横 谷 貞 二

秋田市告示第110号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所の犬等の抑留等に関する業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事職務代理者 秋田県副知事 西 村 哲 男

秋田市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所の犬の登録事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

社団法人 秋田県獣医師会

会長 小 玉 久 男

秋田市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所の狂犬病予防注射済票交付業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

社団法人 秋田県獣医師会

会長 小 玉 久 男

秋田市告示第113号

市道路線区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線の区域を変更する。
 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年 4月 1日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	起 点 終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	東通仲町手形線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字山崎218番地先	842.60	6.00 ～ 20.20
	新	東通仲町手形線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字山崎218番地先	837.50	20.00 ～ 122.70

2 縦覧期間

平成17年 4月 1日から
平成17年 4月15日まで

市道路線を次のとおり供用開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年 4月 1日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第114号

市道路線供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

1 道路の供用開始の区間

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
2160	東通仲町手形線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市東通仲町43番地先
2160	東通仲町手形線	秋田市東通仲町40番地先 秋田市手形字西谷地402番地先

2 供用開始の期日

平成17年 4月 1日

3 縦覧期間

平成17年 4月 1日から
平成17年 4月15日まで

別表のとおり

3 契約の相手方

氏名 堀 井 照 重

住所 秋田県秋田市土崎港中央一丁目 6 番36号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

(別表)

基本費用	4,740,000円
執務費用	<p>執務費用については、次のとおり算定した金額とし、11,060,000円を上限とする。</p> <p>次の基本執務費用および外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 乙が、監査の結果に関する報告の提出およびそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が、監査の結果に関する報告の提出およびそのために行った監査の事務の補助の執務日数に、55,000円を乗じた金額を合算したものとす。</p>

秋田市告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市御所野地藏田三丁目 1 番 1 号

財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会

理事長 佐 藤 英 實

秋田市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 契約の始期

平成17年 4月 1日

2 費用額の算定方法

秋田市告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市大森山動物園入園料徴収および案内業務を次

の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市浜田字潟端154番地

浜田観光株式会社

代表取締役 加 藤 次 男

秋田市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員および現金取扱員に委任し、又は、再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成17年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

収入役から出納員への委任

委任を受ける出納員	委 任 事 務
瀧 維久子	有価証券の出納保管に関する事務。
小 熊 伸 司	有価証券の出納保管に関する事務。
川 辺 由起子	有価証券の出納保管に関する事務。
荻 原 信 彦	有価証券の出納保管に関する事務。
高 橋 範 慶	管財課において取扱う財産売払い収入、財産貸付収入その他の諸収入金収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭にかかる返還金の収納に関する事務。ガス料金の収納に関する事務。
永 井 暁	入札保証金に関する受領等についての事務
土 田 繁	情報公開に関する費用の徴収についての事務
石郷岡 誠 一	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
土 田 誠	市民税課および資産税課で取扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料ならびに市民税課で取扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取扱うつり銭の出納保管に関する事務。
伊 藤 秀 孝	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務。
進 藤 照 美	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。秋田市自転車等駐車場使用料および自転車等撤去保管手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。
石 黒 和 雄	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、鑑札弁償金、電子証明書発行手数料、その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
杏 澤 正 一	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
佐 藤 聡	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
長谷部 正 直	各コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。
鈴 木 次 男	寺内地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。寺内地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
三 浦 雄 一	將軍野地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。將軍野地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
高 田 全	太平地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
金 野 嘉 博	外旭川地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
永 田 博	飯島地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。飯島地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 美 樹	下新城地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 徳 司	上新城地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 彰 倫	豊岩地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
渡 辺 光 雄	御野場地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。南地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。

熊谷 勝	上北手地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話利用収入の収納に関する事務。
伊藤 剛	下北手地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
平塚 久訓	下浜地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
筒井 幸雄	金足地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐藤 与志郎	土崎支所において取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
船木 重保	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。
伊東 孝平	災害援護資金貸付金元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターの公衆電話利用料の収納に関する事務。
伊藤 一榮	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。老人・福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務。
今野 郁夫	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。保育料の収納に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。各保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務。
佐藤 英樹	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務。
佐藤 修	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務。
石川 真	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務。
佐藤 義敏	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
武田 信行	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
菅原 芳孝	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務
須藤 智明	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。
加賀谷 敏春	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
小松 守	大森山動物園ガイドブック頒布収入の収納に関する事務。
小島 武志	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。
鷲谷 邦夫	秋田市中央卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務。
辻 永徹	建設総務課において取扱う諸証明手数料、使用料および寄付金の収納に関する事務。市道証明手数料の収納に関する事務。道路占用料および東西歩道橋広告板使用料の収納に関する事務。
相場 文男	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く）の収納に関する事務。屋外広告物申請手数料の収納に関する事務。
齊藤 睦男	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
大島 由鶴	建築申請手数料および完了検査申請手数料の収納に関する事務。
大高三雄	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
保坂 正美	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。
浅野 三基夫	市民交流プラザの使用料、複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
田口 一俊	岩見三内連絡所において取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工藤 昌夫	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
加藤 志美雄	大正寺連絡所において取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
中島 義博	秋田公立美術工芸短期大学の授業料および校地校舎使用料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の授業料および校地校舎使用料の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の入学検定料、入学科およ

	び諸証明手数料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の入学検定料および入学金の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の電話利用収入、校舎利用収入および複写機利用収入の収納に関する事務。
齊 藤 忠 一	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 隆 幸	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務。
米 澤 喜 彦	教育研究所の公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	市立体育館および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。河辺体育館、雄和体育館、雄和南体育館および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。市営運動場、運動公園内施設等の使用料および八橋運動公園附属地使用料の収納に関する事務。市営運動場、八橋運動公園内施設の公衆電話使用料の収納に関する事務。
小 松 正 夫	河辺農林漁業資料館観覧料、つり銭の出納保管に関する事務。
海 野 容 子	児童館、児童センターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
富 樫 征 一	太平洋山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびにつり銭の出納保管に関する事務。
菅 原 俊 行	中央公民館の使用料の収納に関する事務。
田 村 信 雄	土崎公民館の使用料、土崎体育館および附属地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。夜間照明設備使用料の収納に関する事務。将軍野高齢者学習センター公衆電話使用料の収納に関する事務。港北会館公衆電話使用料の収納に関する事務。
高 橋 明 道	西部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
赤 川 衛	東部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
菊 地 輝 子	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
杉 山 重 弘	北部公民館の使用料の収納に関する事務。
中 泉 孝 一	中央図書館明徳館の公衆電話使用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。
阿 部 真 澄	土崎図書館の公衆電話使用料および光熱水費等使用料の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。
二 木 信 幸	河辺公民館において取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
佐 藤 勇 一	雄和公民館において取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
畠 山 茂	美術館観覧料、図録頒布収入および電話利用料等の収納に関する事務。
木 村 裕	赤れんが郷土館観覧料、敷地使用料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
菅 原 兼三郎	民俗芸能伝承館観覧料、使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小 林 建 一	文化会館の使用料、公衆電話使用料、コインロッカー使用料、複写機使用料およびつり銭の出納保管に関する事務。
石 塚 嗣 己	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。
渋 谷 義 博	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務。

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委 任 事 務
高 橋 範 慶	石 井 隆 幸	ガス料金の収納に関する事務。
伊 藤 秀 孝	池 田 亮	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊 藤 秀 孝	秋 山 洋 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊 藤 秀 孝	斎 藤 基 浩	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保

		管に関する事務。
伊藤秀孝	伊藤達矢	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	山田芳久	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	佐藤和哉	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	近藤悦子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	三浦優子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	工藤亮子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	中村桂子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	金子歌子	松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。
伊藤秀孝	田口清昭	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	布施通	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	柏谷久芳	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	大野幸雄	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	佐藤正樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊藤秀孝	佐々木一	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

		管に関する事務。
伊 藤 秀 孝	伊 藤 哲 志	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊 藤 秀 孝	七 尾 慶	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
伊 藤 秀 孝	最 上 光 子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
進 藤 照 美	菊 地 真	計量検査手数料の収納に関する事務。
進 藤 照 美	吉 田 淳 一	計量検査手数料の収納に関する事務。
進 藤 照 美	鈴 木 功	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
進 藤 照 美	船 木 透	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
進 藤 照 美	宇佐美 喜 志	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
進 藤 照 美	和 田 一 哉	秋田市自転車等駐車場使用料および自転車等撤去保管手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	安 田 清	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐 藤 聡	遠 藤 新 一	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐 藤 聡	菅 原 文 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐 藤 聡	嵯 峨 博 文	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	大和谷 丘	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐 藤 聡	田 近 憲 一	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	大 門 昭 男	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	佐々木 智 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに

佐藤 聡	伊藤 智子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	大野 千恵子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	加賀谷 薫	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	佐賀 雅子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	佐藤 滋子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	佐藤 貞子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	塩田 いく子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	滝 衣里子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	竹内 紀子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	長谷川 順子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	林 順子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	山崎 裕子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
船木 重保	相原 忠悦	浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。
伊東 孝平	黒澤 亮	災害援護資金貸付金元利収入の収納に関する事務。
伊藤 一榮	滝沢 良子	老人・福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務。
伊藤 一榮	松岡 勇樹	老人・福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務。

伊 藤 一 榮	阿 部 盛 満	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	佐々木 実	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	石 黒 禎 人	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	内 田 ミ キ	母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	村 上 陽 子	母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	佐々木 智 哉	保育料の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	吉 田 典 雄	土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	五十嵐 美知子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	田 仲 あつ子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	筒 井 由起子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	佐 藤 節 子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	組 谷 良 子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	伊 東 美樹子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	佐 藤 光 子	保戸野保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	遠 藤 洋 子	保戸野保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	熊 谷 琴 子	手形第一保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	津 田 徹	手形第一保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	泉 清 子	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	伊 藤 由紀代	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	組 谷 節 子	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	桑 原 京 子	牛島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	高 橋 その子	牛島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	佐 藤 悦 子	港北保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	中 村 みきこ	港北保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	有 坂 信 子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	根 田 悦 子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	三 浦 厚 子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	石 川 祐 子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	藤 田 静 子	河辺中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	佐 藤 陽 子	河辺中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	菊 地 久 子	岩見三内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	石 塚 紀 子	岩見三内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	伊 藤 フミ子	戸島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	船 木 伊智子	戸島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	小野寺 輝 子	新波保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	星 川 育 子	新波保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	池 田 重 子	川添保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	横 田 孝 子	川添保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	佐 藤 茂 子	雄和中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
今 野 郁 夫	佐々木 可奈子	雄和中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
佐 藤 英 樹	大 友 徹	老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	滝 田 綾 子	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	笠 井 いずみ	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	澤田石 真	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	児 玉 功	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。

佐藤義敏	堀 慶一郎	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐藤義敏	鎌田 裕	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐藤義敏	篠田 秀明	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐藤義敏	太田 竜彦	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐藤義敏	前田 智久	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐藤義敏	三浦 雄一	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐藤義敏	岡部 友明	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐藤義敏	杉本 美津子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐藤義敏	本庄谷 啓太	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
武田信行	清野 洋一	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武田信行	池田 小百合	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武田信行	三浦 芳人	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武田信行	赤田 真貴子	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武田信行	佐藤 文幸	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武田信行	住谷 博美	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武田信行	土谷 幸子	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
須藤智明	山崎 順子	ごみ処理手数料、廃棄物処理業手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務。
須藤智明	富 樫 親	ごみ処理手数料、廃棄物処理業手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務。
須藤智明	高橋 典子	ごみ処理手数料、廃棄物処理業手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務。
加賀谷敏春	大澤 義人	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	児玉 浩記	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	藤田 芳幸	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	高橋 勝春	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	佐々木 洋子	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	大山 由紀子	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	稲垣 和春	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	佐藤 直樹	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	京 極 進	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	大宮 浩樹	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	斉藤 友和	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷敏春	斉藤 真梨	粗大ごみ収集運搬処理手数料および、粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
小島武志	福原 忠勝	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。
小島武志	宇佐美 利幸	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業

		集落排水事業費分担金の収納に関する事務。
大 高 三 雄	佐 藤 徳 次	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	安 宅 英 勝	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	高 橋 貞 行	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	八 柳 泰 輔	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	田 森 紀 子	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	柳 原 一 彦	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	斎 藤 浩 芳	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	田 口 泉 市	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	船 木 広 喜	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
豊 嶋 司	金 次 男	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	池 田 誠	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	高 橋 孝 一	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	佐々木 裕香子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	佐々木 恒 紀	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	長谷部 達 也	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	佐 藤 和 憲	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	伊 藤 秀 和	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	佐々木 洋 子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	大 山 由 紀 子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	稲 垣 和 春	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	関 嘉 仁	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	佐 藤 直 樹	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	石 塚 三 和	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	熊 谷 直 正	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。

豊嶋 司	小野寺 裕子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	織山 泰彦	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	仙北屋 厚子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	佐藤 恵美子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	高橋 久美子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	船木 美香子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	熊谷 久男	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	佐藤 広重	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	石塚 一太郎	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	石塚 正久	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	高橋 義孝	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	三浦 正人	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	鈴木 喜隆	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	佐々木 忍	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工藤 昌夫	丸山 春男	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工藤 昌夫	加藤 幹雄	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工藤 昌夫	伊藤 勉	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工藤 昌夫	進藤 秀磨	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。

工 藤 昌 夫	工 藤 堅 一	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	加 藤 信 子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	淡 路 喜美雄	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐々木 由紀子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐々木 清 明	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	齊 藤 友 和	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	加 藤 ゆみ子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 善 衛	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	丸 山 進	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	那 須 誠 子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	森 合 真由美	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	鎌 田 美 穂	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	名古屋 奈緒子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	東海林 裕美子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	鈴 木 郁 子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	池 田 義 高	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	酒 井 志美雄	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	加賀谷 富喜子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	伊 藤 主	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料

		その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 和 也	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料 その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	斉 藤 一 広	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料 その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 長 雄	雄和市民センターにおいて取扱う斎場使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	古 川 龍	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	田 口 美喜利	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	金 子 一 典	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	廣 田 らん子	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	伊 藤 史	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	伊 藤 毅	雄和南体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	池 田 崇	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	杉 山 功 一	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	櫛 引 禪	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	鷹 嘴 知 佳	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	渡 辺 学	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	小山田 敏 樹	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	鎌 田 永 子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	見 上 涉	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	田 口 捷 悦	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	佐々木 紀 一	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	秋 由 勲	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	樋 渡 進	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	三 枝 由 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	佐々木 哲 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	中 川 繁	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	中 田 信 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	熊 谷 忠	スポパークかわべ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	石 塚 幸 子	スポパークかわべ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	佐 藤 茂 子	河辺体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	三 浦 金 男	河辺体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	藤 原 俊 満	河辺体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	金 道 雄	雄和体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	伊 藤 寿 雄	雄和体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	鈴 木 富三夫	雄和体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	菅 野 一 吉	雄和南体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	菅 野 靖 雄	雄和南体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	神 田 正 光	雄和南体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収入に関する事務。
和 賀 芳 宏	安 田 栄 子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
小 松 正 夫	田 口 茂	河辺農林漁業資料館観覧料、つり銭の出納保管に関する事務。
菅 原 兼三郎	伊 藤 千 秋	民俗芸能伝承館観覧料、使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。 つり銭の出納保管に関する事務。
菅 原 兼三郎	村 上 勝 美	民俗芸能伝承館観覧料、使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。 つり銭の出納保管に関する事務。
菅 原 兼三郎	進 藤 満 雄	民俗芸能伝承館観覧料、使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。 つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	鈴 木 義 春	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納 に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	遠 藤 勇 司	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納 に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	鈴 木 庄 吉	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納

		に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務。
日 野 久	清 忠 孝	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務。
日 野 久	田 代 健 作	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務。
日 野 久	佐 藤 政 志	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務。

秋田市告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港西三丁目9番15号
株式会社インフォメーションプラザ秋田
代表取締役社長 横 山 安 成

秋田市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センター施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市御所野三丁目1番1号
財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 佐 藤 英 實

秋田市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市中高齢労働者福祉センター施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市御所野三丁目1番1号
財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 佐 藤 英 實

秋田市告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者体育センター施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市御所野三丁目1番1号
財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 佐 藤 英 實

秋田市告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 伊 藤 憲 一

秋田市告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 伊 藤 憲 一

秋田市告示第125号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、平成17年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成17年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項および秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定により、平成17年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

1 一般廃棄物処理基本方針

計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に処理し、市民の快適な生活環境を確保するとともに、資源循環型社会の構築に努める。

2 処理する一般廃棄物の種類とその発生量

項 目	平成15年度 実 績	平成16年度 見 込	平成17年度 推 計
家 庭 ご み	120,742 t	123,610 t	123,610 t
粗 大 ご み	3,594 t	3,964 t	3,964 t
資 源 化 物	40,634 t	41,575 t	41,583 t
(空きびん)	4,098 t	4,075 t	4,083 t

(空き缶)	3,090 t	3,071 t	3,071 t
(古紙)	31,614 t	32,466 t	32,466 t
(ペットボトル)	1,236 t	1,424 t	1,424 t
(金属類)	567 t	508 t	508 t
(ガス・スプレー缶)	5 t	4 t	4 t
(使用済み乾電池)	21 t	25 t	25 t
(その他)	3 t	2 t	2 t
合 計	164,970 t	169,149 t	169,157 t
し 尿	44,895kl	44,803kl	42,000kl
浄 化 槽 汚 泥	24,222kl	25,473kl	24,400kl
合 計	69,117kl	70,276kl	66,400kl

*平成15年度実績は旧秋田市分。

3 処理区域

秋田市全域

4 一般廃棄物の区分

- (1) 家庭ごみ 厨芥類、資源化できない紙類およびプラスチック類などの可燃性廃棄物ならびにガラスくず、陶磁器くずおよび金属類の区分に属するもの以外の金属製品類などの不燃性廃棄物。
- (2) 粗大ごみ 家具類、寝具類等とし、携帯用のものや比較的小さいものは除く。また、特定家庭用機器廃棄物およびメーカー等によるリサイクルの対象となる家庭用使用済みパソコンは除く。
- (3) 資源化物 空きびん、空き缶、古紙、ペットボトル、金属類、ガス・スプレー缶、使用済み乾電池（筒型乾電池のみで、ボタン型や充電式電池は除く。）とする。
ただし、化粧品や薬品が入っていたびんや缶、塗料の缶は除く。ペットボトルは清涼飲料用・酒類用・しょうゆ用とする。また古紙は新聞・段ボール・紙バック・雑誌類とする。
- (4) し 尿 くみ取りトイレから排出されたし尿。
- (5) 浄化槽汚泥 浄化槽清掃時に排出された汚泥。

5 ごみの排出抑制・再資源化計画等

(1) 各種計画の見直しと進行管理等

- ア 一般廃棄物処理基本計画における目標を達成するため、本実施計画に基づき計画的に施策の展開を図る。
- イ エコあきた行動計画の昨年度実績を検証し、17年度の目標が達成されるよう適切な進行管理をしていく。

(2) 排出抑制の方法

- ア 不法投棄監視専用車を委託配備するとともに、監視カメラの導入により未然防止・早期発見に努める。
- イ 市民がごみ減量の必要性を理解し、気軽に楽しく取り組めるごみ減量作戦を推進するため、市民の減量した成果を金額で表す「環境貯金箱」を創設する。
- ウ 市民自らが目標を定め、継続的に環境配慮活動に取り組む仕組みである「市民版ISO」を実施することにより、身近なところからごみ減量の取り組みを進める。
- エ ごみの減量啓発のため、市民向けパンフレットを配布するほか、イメージキャラクター「エコアちゃん」を使用したグッズの作成を行う。また、各種環境展等へ積極的に参

加し、市民への情報提供をおこなう。

オ 大量消費型生活の見直し、指定ごみ袋による資源循環を重視したごみの分別、資源集団回収への参加等、市民のごみ排出抑制への意識向上と自主的な活動を促進するため、リサイクルに関するビデオテープの貸し出しや、集団回収に対して奨励金交付を行う。

カ 事業系ごみの分別・リサイクルの徹底のため職員による事業所の排出指導を行うとともに、廃棄物管理責任者の選任と減量計画書を立案するようあわせて指導する。

キ 焼却、溶融、破碎および埋立施設に搬入される事業系廃棄物について随時展開検査を実施し、排出事業所および収集運搬許可業者に対して適正な分別、排出を指導していく。

ク 散乱ごみ追放のため従来からの市内主要幹線道路の清掃、ボランティア活動への支援のほか、県民フォーラム等への協力を行う。

ケ 市民、事業者が主体となって行う環境美化（清掃活動）や、地域団体が行うごみ減量・リサイクルなどの環境活動を支援する。

コ リサイクルプラザの見学会の開催やコミセン等の催事を活用し、排出抑制・リサイクルについて随時啓発・啓蒙していく。

(3) 再資源化の方法

- ア 資源化物として回収したものは、雑物を除いた後全量資源化する。なお、空きびんとペットボトルについては、容器包装リサイクル法で定める指定法人による引き取りシステムを活用する。
- イ 粗大ごみや金属類を破碎処理することによって生ずる鉄類は再資源化する。
- ウ 白色発泡トレイなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しながら積極的に回収拠点をPRし、事業者による再資源化を進めていく。

6 ごみ排出等における市民、事業者の義務等

(1) 市民

ア 排出にあたっては集団回収や事業者の下取り、店頭回収および不用品交換によって再活用等できないかを自己評価することにより、ごみの減量に努めること。

イ ごみを排出する際は前述の3つに分別すること。（資源化物についてはさらに、古紙の4種類を含め10種類に分別すること。）

ウ 市の定期収集に排出する場合は、市が定めた収集日当日の午前6時から8時までに指定された集積所に指定袋等で持ち出すこと。なお、粗大ごみについてはこの限りでない。

エ 引っ越しや大掃除等により一時的に多量に排出されるごみは、市の処理施設へ自ら運搬するか、許可業者に依頼すること。ただし、全市一斉清掃については別に定める。

オ 商品を選択する際には包装・容器等を勘案し、ごみの減量および環境の保全に配慮した選択をするよう努めること。

カ 在宅医療廃棄物については、医療機関へ返却すること。

(2) 事業者

ア 再生利用可能なものを分別・資源化することにより、ごみの減量に努めること。

イ 排出は前述の分別と同様とし、自ら市の処理施設に運搬するか、許可業者に依頼すること。

ウ 市の指定集積所へは排出しないこと。

7 産業廃棄物の処理

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則第7条第1項第1号の規定に基づき、秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥を総合環境センターで処理する。また、同条同項第2号の産業廃棄物については、市長が処理を承諾したものを適正に処理する。

8 生活排水処理計画

(1) 公共用水域の環境保全を目的として、下水道事業の認可を受けた地域および農業集落排水事業による整備地域（具体的計画のある地域を含む）を除いた地域において、地域ごとに次の事業を行う。

ア 浄化槽設置整備事業（秋田地区および雄和地区）

専用住宅に浄化槽を個人で設置しようとする者に対し、その設置費の一部を補助する。

イ 個別排水処理施設整備事業（河辺地区のみ）

市が個人の住宅等に浄化槽を設置し、使用者から使用料を徴収しながら維持管理を行う。

(2) し尿および浄化槽汚泥（下水道事業に係るものを除く。）については、市の施設で全量衛生的に処理する。

市が処理する一般廃棄物の排出状況、処理主体および処理計画は、別紙（省略）のとおりとする。

秋田市告示第126号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成17年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成17年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事業計画が告示された年月日

平成17年 4月 1日

2 調査を実施するものの名称

秋田市長 佐 竹 敬 久

3 調査地域

第1計画区 秋田県秋田市河辺畑谷字川向の全部

河辺豊成字一ノ割、古川添、古川敷、坂ノ下の全部

河辺豊成字虚空蔵大台滝、宮下の一部

第2計画区 秋田県秋田市河辺北野田高屋字鼻峯沢、大稗田

沢、神田、栗山沢、上盤昌、大谷地、中山井沢、下山井沢、上山井

沢、滝沢、黒沼、大旗沢、高屋、黒沼上堤下の一部

河辺北野田高屋字高橋の全部

4 調査期間

平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで

秋田市告示第127号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成17年 4月 4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
349	秋田市河辺三内字外川原145番地5	石川薬舗

秋田市告示第128号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成17年 4月 5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番地18	平成17年 4月 1日

秋田市告示第129号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年 4月 7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 告示事項

(1) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数

(2) 撤去し、保管した年月日

(3) 撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

以上の事項についての詳細は別紙のとおり

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 この告示に係る自転車等で、告示後6ヶ月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号

自転車等保管所 電話834-6497

別紙

・撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および

秋田駅西地区自転車等放置規制区域 39台

秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および

秋田駅東地区自転車等放置規制区域 8台

秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および

秋田駅南地区自転車等放置規制区域 5台

・撤去し、保管した年月日

平成17年 3月16日から平成17年 3月31日まで

・撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所

時間 午前10時から午後7時まで

場所 秋田市中通七丁目1番3号

自転車等保管所（秋田駅東自転車等駐車場内）

・返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年 4月21日から平成17年10月21日まで

秋田市告示第130号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年 4月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成16年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 4月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
沖村自治会
- 2 認可年月日
平成14年 5月29日
- 3 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 河辺郡雄和町田草川字沖村、鮎、芝野新田字野開7番地、8番地
変更後 秋田市雄和田草川字沖村、鮎、芝野新田字野開7番地、8番地
事務所
変更前 秋田県河辺郡雄和町田草川字沖村226番地
変更後 秋田市雄和田草川字沖村226番地
代表者の氏名及び住所
変更前 堀 井 正
河辺郡雄和町田草川字沖村226番地
変更後 堀 井 正
秋田市雄和田草川字沖村226番地
- 4 変更年月日
平成17年 4月11日
- 5 変更の理由
秋田市への編入に伴う住所表示の変更による

秋田市告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年 4月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 御所野堤台地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字中谷地および字堤ノ沢ならびに上北手古野字脇ノ田および字台地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年 4月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更しようとする区域
①秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字中谷地および字堤ノ沢ならびに上北手古野字脇ノ田および字台地内
②秋田市御所野元町一丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年 4月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画公園 3・3・19号 御所野堤台近隣公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分 秋田市上北手猿田字寺ノ沢および字堤ノ沢地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年 4月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画道路 3・4・73号 上北手御所野線
8・6・9号 新都市公園道路五号線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市上北手猿田字寺ノ沢および字堤ノ沢地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る使用料の徴収、収納業務を次の者に委任したので同条第2項の規定により告示する。

平成17年 4月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目 8番 2号

社団法人秋田市シルバー人材センター

理事長職務代行者

副理事長 小 貫 勇治郎

秋田市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 4月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 名称

仁井田上町町内会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会所の維持管理

3 区域

本会の区域は、秋田市仁井田本町一丁目11番19号から11番22号まで、同市仁井田本町一丁目12番29号から12番54号まで、同市仁井田本町一丁目13番7号から13番44号まで、同市仁井田本町一丁目19番13号から19番37号まで、同市仁井田本町一丁目19番43号、同市仁井田本町二丁目4番23号から4番58号まで、同市仁井田本町二丁目10番9号から10番36号まで、同市仁井田本町三丁目1番1号から1番17号まで、同市仁井田本町三丁目2番1号から2番12号まで、同市仁井田本町三丁目2番54号から2番58号まで、同市仁井田本町四丁目3番17号から3番41号まで、同市仁井田本町四丁目4番1号から4番20号まで、および同市仁井田本町四丁目4番45号から4番52号までの区域とする。

4 事務所

秋田県秋田市仁井田本町一丁目19番28号

5 代表者の氏名および住所

今 野 昭 造

秋田市仁井田本町二丁目 4番40号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

この会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。

9 認可年月日

平成17年 4月18日

秋田市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 4月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

仁井田学園町町内会

2 認可年月日

平成10年 4月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 佐々木 定 雄

秋田市仁井田本町四丁目10番20号

変更後 阿 部 泉

秋田市仁井田本町四丁目11番18号

4 変更年月日

平成17年 4月18日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 4月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

大巻町町内会

2 認可年月日

平成11年 5月11日

3 変更があった事項および内容

代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 修 治

秋田市広面字土手下38番地 3

変更後 須 田 秀 雄

秋田市広面字大巻17番地 3

4 変更年月日

平成17年 4月18日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第140号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年 4月20日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	起 点 終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	金足黒川1号線	秋田市金足黒川字深田72番地先 秋田市金足黒川字小草生津70番1地先	1,406.30	3.80 ～ 11.30
	新	金足黒川1号線	秋田市金足黒川字深田72番地先 秋田市金足黒川字小草生津70番1地先	1,436.40	3.80 ～ 11.30

2 供用開始の期日

平成17年 4月20日

3 縦覧期間

平成17年 4月20日から
平成17年 5月 4日まで

秋田市告示第141号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年 4月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 告示事項

- (1) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
 - (2) 撤去し、保管した年月日
 - (3) 撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
- 以上の事項についての詳細は別紙のとおり

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 この告示に係る自転車等で、告示後6ヶ月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市中通七丁目1番3号
自転車等保管所 電話834-6497

別紙

- ・撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
 - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅西地区自転車等放置規制区域 71台
 - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅東地区自転車等放置規制区域 14台
 - 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅南地区自転車等放置規制区域 5台
- ・撤去し、保管した年月日
平成17年 4月 1日から平成17年 4月17日まで
- ・撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
 - 時間 午前10時から午後 7時まで
 - 場所 秋田市中通七丁目1番3号
自転車等保管所（秋田駅東自転車等駐車場内）

・返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年 5月 4日から平成17年11月 4日まで

秋田市告示第142号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収、収納業務を次の者に委任したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 4月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番5号
社団法人秋田市医師会
会 長 大 野 忠

秋田市告示第143号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成17年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成17年 4月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事業計画が告示された年月日

平成17年 4月22日

2 調査を実施するものの名称

秋田市長 佐 竹 敬 久

3 調査地域

平成16年度調査分
秋田市雄和平尾鳥字小平、田ノ沢、大巻、竹ノ花、中田、西野の全部
秋田市雄和女米木字川崎、宝生口、柳原の各一部
平成17年度調査分
秋田市雄和平尾鳥字石名沢、外ノ沢、長田、平尾鳥の全部
秋田市雄和平尾鳥字田向、細田の各一部

4 調査期間

平成17年 4月22日から平成18年 3月31日まで

秋田市告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条および同第14条の2の規定により告示する。

平成17年 4月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
かがや内科医院	秋田市旭川南町13-18	平成17年 4月1日
堀部歯科医院	秋田市新屋表町11-3	平成17年 3月18日
一戸医院	秋田市新屋大川町9-7	平成17年 4月1日
川原医院	秋田市手形字山崎194-1	平成17年 4月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
堀部歯科医院	秋田市新屋表町11-3	平成17年 2月26日
一戸医院	秋田市新屋大川町9-7	平成17年 3月31日
産科婦人科 川原医院	秋田市手形字山崎197	平成17年 3月31日
矢野薬局	秋田市保戸野桜町11-1	平成17年 4月28日

秋田市告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条および第14条の2の規定により告示する。

平成17年4月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
かがや内科医院	秋田市旭川南町13-18	平成17年 4月1日
ほほえみ介護 ネットワーク	秋田市手形字西谷地92-1	平成17年 3月18日
秋田ひまわりの家	秋田市下北手桜字新桜谷地85	平成17年 4月1日
秋田ひまわりの家 グループホーム	秋田市下北手桜字新桜谷地85	平成17年 4月1日
一戸医院	秋田市新屋大川町9-7	平成17年 4月1日
ツクイ茨島	秋田市茨島二丁目11-65	平成17年 4月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
大平荘福祉用具 貸与センター	秋田市太平八田字藤ノ崎 231-3	平成17年 3月31日

秋田市告示第146号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年4月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類
平成16年度介護保険料納入通知書
平成16年度介護保険料督促状

秋田市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年4月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称
本田自治会

2 認可年月日
平成16年11月16日

3 変更があった事項およびその内容
区域

変更前 河辺郡雄和町田草川字
本田、太田、高野および大又のうち町道本田畑谷
線の北の区域

変更後 秋田市雄和町田草川字
本田、太田、高野および大又のうち市道本田畑谷
線の北の区域

事務所

変更前 河辺郡雄和町田草川字太田34番地1

変更後 秋田市雄和町田草川字太田34番地1

代表者の氏名および住所

変更前 石 井 重 一

雄和町田草川字太田37番地

変更後 石 井 重 一

秋田市雄和町田草川字太田37番地

4 変更年月日
平成17年4月25日

5 変更の理由
住所等の表示の変更による

秋田市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年4月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称
松ヶ丘町内会

2 認可年月日

平成11年 3月25日

3 変更があった事項およびその内容
区域

変更前 本会の区域は、秋田市寺内字蛭根のうち次に定める区域とする。

町 名	番 地
寺内字蛭根	55番地1から55番地92まで、 57番地3、60番地48から60 番地129まで、60番地327、 61番地2、67番地1から67 番地4まで、69番地1から 69番地11まで、69番地24、 98番地8

変更後 本会の区域は、秋田市寺内蛭根二丁目1番から13番まで、同市寺内蛭根二丁目15番から17番まで、および同市寺内蛭根三丁目1番50号の区域とする。

事務所

変更前 秋田市寺内字蛭根98番地8

変更後 秋田市寺内蛭根三丁目1番50号

代表者の氏名および住所

変更前 石 井 一 義

秋田市寺内蛭根二丁目8番38号

変更後 伊 藤 威

秋田市寺内蛭根二丁目2番21号

4 変更年月日

平成17年 4月26日

5 変更の理由

役員改選および住所等の表示の変更による

秋田市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 4月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

飯島西袋町内会

2 認可年月日

平成 9年11月14日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、秋田市飯島字西袋153番地の区域

1 知的障害者短期入所

事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
05201201088134	杉の木園分場 丸木橋短期入所事業所	秋田市山内字丸木橋174-1	社会福祉法人 一羊会 理事長 藤 原 篤	平成17年 4月28日

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

平成17年 4月 8日午後1時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

とする。

変更後 本会の区域は、秋田市飯島西袋三丁目の区域とする。

事務所

変更前 秋田市飯島字西袋153番地の85

変更後 秋田市飯島西袋三丁目11番8号

代表者の氏名および住所

変更前 小 坂 義 己

秋田市飯島字西袋153番地22

変更後 小 坂 義 己

秋田市飯島西袋三丁目3番5号

4 変更年月日

平成17年 4月26日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 4月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市御所野元町四丁目町内会

2 認可年月日

平成 4年 3月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者住所

変更前 秋田市御所野元町四丁目6番25号

変更後 秋田市御所野元町四丁目9番29号

4 変更年月日

平成17年 4月26日

5 変更の理由

住居表示の変更による

秋田市告示第151号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づく指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、指定居宅支援事業者ならびに指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年秋田市規則第32号）第6条の規定により公示する。

平成17年 4月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成17年 4月 6日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉

昭

付議案件

1 平成17年度秋田市の教育について

選 管 告 示

秋市選管告示第61号

平成17年 4月17日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理
 者およびその職務を代理すべき者を次のように変更した。

平成17年 4月 2日

秋田市選挙管理委員会
 委員長 古 谷 隆 一

期日前投票管理者

(大正寺連絡所)

4月3日(日)

新 秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
旧 秋田市雄和新波字樋口33番地	相 澤 健

4月4日(月)

新 秋田市雄和新波字樋口33番地	相 澤 健
旧 秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫

(岩見三内連絡所)

4月7日(木)

新 秋田市河辺戸島字本町35番地 3	三 浦 昇
旧 秋田市河辺三内字留見瀬84番地	戸井田 敬二郎

期日前投票管理者職務代理者

(新屋支所)

4月3日(日) 新 小 岩 淑 子 (新屋支所)
 旧 黒 崎 博 正 (新屋支所)

4月6日(水) 新 黒 崎 博 正 (新屋支所)
 旧 菊 地 誠 (新屋支所)

4月7日(木) 新 菊 地 誠 (新屋支所)
 旧 中 川 裕 行 (新屋支所)

4月9日(土) 新 菊 地 誠 (新屋支所)
 旧 小 岩 淑 子 (新屋支所)

4月16日(土) 新 中 川 裕 行 (新屋支所)
 旧 菊 地 誠 (新屋支所)

秋市選管告示第62号

平成17年 2月 6日執行の秋田市議会議員増員選挙における公職
 選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定による選挙
 運動に関する収入および支出の報告書の要旨を同法192条第1項
 の規定により次のとおり公表する。

平成17年 4月 8日

秋田市選挙管理委員会
 委員長 古 谷 隆 一

候補者氏名	鈴木 サキ子	所属党派	日本共産党	1月28日から2月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	富岡 洋子			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
日本共産党秋田地区委員会		168,060

その他の寄附 件
円

その他の収入	
今 回 計	168,060
前 回 計	
総 計	168,060

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	396,000
広告費	141,750
文具費	
食糧費	26,310
休泊費	
雑費	
今 回 計	564,060
前 回 計	
総 計	564,060

報告書受理年月日 平成17年 2月18日 第1回報告分

その他の寄附	件 円
その他の収入	
今 回 計	0
前 回 計	814,000
総 計	814,000

今 回 計	57,690
前 回 計	910,828
総 計	968,518

報告書受理年月日 平成17年 3月 7日 第2回報告分

候補者氏名	熊谷重隆	所属党派	無所属	1月14日から2月13日まで 第1回分
出納責任者氏名	小山利雄			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	1,148,500
家屋費	
選挙事務所費	112,234
集会会場費	
通信費	18,403
交通費	
印刷費	547,720
広告費	227,205
文具費	16,135
食糧費	213,051
宿泊費	
雑費	184,795

その他の寄附	8件 450,000円
その他の収入	2,050,000
今 回 計	2,500,000
前 回 計	
総 計	2,500,000

今 回 計	2,468,043
前 回 計	
総 計	2,468,043

報告書受理年月日 平成17年 2月16日 第1回報告分

候補者氏名	佐藤哲治	所属党派	無所属	1月30日から2月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	戸井田 連子			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	431,000
家屋費	
選挙事務所費	7,000
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	450,806
広告費	24,750

文具費	5,246
食糧費	110,876
休泊費	
雑費	14,642

その他の寄附	2件 14,000円
その他の収入	800,000
今回計	814,000
前回計	
総計	814,000

今回計	1,044,320
前回計	
総計	1,044,320

報告書受理年月日 平成17年2月18日 第1回報告分

候補者氏名	山 上 文 明	所属党派	無 所 属	1月20日から2月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	佐 藤 勝次郎			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	420,000
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	504,735
広告費	31,000
文具費	6,802
食糧費	90,055
休泊費	
雑費	1,640

その他の寄附	件 円
その他の収入	1,060,000
今回計	1,060,000
前回計	
総計	1,060,000

今回計	1,054,232
前回計	
総計	1,054,232

報告書受理年月日 平成17年2月16日 第1回報告分

候補者氏名	小野寺 誠	所属党派	無所属	1月30日から2月5日まで
出納責任者氏名	佐藤久男			第1回分

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

その他の寄附 3件
605,000円

その他の収入	1,000,000
今回計	1,605,000
前回計	
総計	1,605,000

【支出】

人件費	717,000
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	2,268
印刷費	415,806
広告費	535,000
文具費	2,620
食糧費	155,713
宿泊費	
雑費	90,755

今回計	1,919,162
前回計	
総計	1,919,162

報告書受理年月日 平成17年2月17日 第1回報告分

候補者氏名	齊藤善悦	所属党派	無所属	1月10日から2月8日まで
出納責任者氏名	齊藤利廣			第1回分

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
齊藤善孝	会社員	250,000
木村善廣	会社員	250,000
新星会		50,000
鈴木昇	団体職員	40,000
柏谷英喜	会社社長	30,000

【支出】

人件費	700,000
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	12,066
通信費	
交通費	
印刷費	699,825
広告費	57,435
文具費	38,506
食糧費	125,779
宿泊費	
雑費	324,900

その他の寄附	件 円
その他の収入	1,003,351
今 回 計	1,623,351
前 回 計	
総 計	1,623,351

今 回 計	1,958,511
前 回 計	
総 計	1,958,511

報告書受理年月日 平成17年 2月18日 第1回報告分

候補者氏名	佐々木 良 英	所属党派	無 所 属	1月27日から2月6日まで
出納責任者氏名	嘉 藤 一 司			第1回分

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	305,000
家屋費	
選挙事務所費	1,978
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	352,800
広告費	162,000
文具費	2,705
食糧費	176,675
休泊費	
雑費	

その他の寄附 8件
80,000円

その他の収入	921,158
今 回 計	1,001,158
前 回 計	
総 計	1,001,158

今 回 計	1,001,158
前 回 計	
総 計	1,001,158

報告書受理年月日 平成17年 2月18日 第1回報告分

候補者氏名	佐 藤 純 子	所属党派	日本共産党	1月28日から2月8日まで
出納責任者氏名	堀 井 麻知子			第1回分

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	396,000
広告費	95,000

文具費	6,510
食糧費	21,012
休泊費	
雑費	

その他の寄附	2件 122,522円
その他の収入	
今 回 計	122,522
前 回 計	
総 計	122,522

今 回 計	518,522
前 回 計	
総 計	518,522

報告書受理年月日 平成17年 2月15日 第1回報告分

候補者氏名	工 藤 四 郎	所属党派	無 所 属	1月30日から2月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	工 藤 司			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

その他の寄附	17件 89,000円
その他の収入	1,206,252
今 回 計	1,295,252
前 回 計	
総 計	1,295,252

【支出】

人件費	585,000
家屋費	
選挙事務所費	19,950
集会会場費	
通信費	
交通費	53,572
印刷費	439,860
広告費	189,000
文具費	6,363
食糧費	182,062
休泊費	
雑費	88,200

今 回 計	1,564,007
前 回 計	
総 計	1,564,007

報告書受理年月日 平成17年 2月21日 第1回報告分

候補者氏名	工藤 四郎	所属党派	無所属	2月6日から3月15日まで 第2回分
出納責任者氏名	工藤 司			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

その他の寄附 件
円

その他の収入

今回計	0
前回計	1,295,252
総計	1,295,252

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	31,380
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

今回計	31,380
前回計	1,564,007
総計	1,595,387

報告書受理年月日 平成17年 3月17日 第2回報告分

候補者氏名	工藤 四郎	所属党派	無所属	3月16日から4月1日まで 第3回分
出納責任者氏名	工藤 司			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	4,199
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

文具費	
食糧費	144,300
休泊費	
雑費	3,650

その他の寄附 7件
70,000円

その他の収入	600,000
今回計	680,000
前回計	
総計	680,000

今回計	980,550
前回計	
総計	980,550

報告書受理年月日 平成17年 2月14日 第1回報告分

候補者氏名	伊 藤 巧 一	所属党派	無 所 属	1月3日から2月15日まで 第1回分
出納責任者氏名	伊 藤 廣 利			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	465,000
家屋費	
選挙事務所費	801,618
集会会場費	
通信費	51,070
交通費	
印刷費	504,126
広告費	415,500
文具費	
食糧費	202,780
休泊費	30,000
雑費	34,757

その他の寄附 1件
600,000円

その他の収入	1,904,851
今回計	2,504,851
前回計	
総計	2,504,851

今回計	2,504,851
前回計	
総計	2,504,851

報告書受理年月日 平成17年 2月21日 第1回報告分

秋市選管告示第63号

平成17年 4月17日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理
者およびその職務を代理すべき者を次のように変更した。
平成17年 4月 9日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成17年 4月 9日 (河辺市民センター)
期日前投票管理者

新 秋田市河辺和田字式田77番地

鈴木久雄

旧 秋田市河辺赤平字境田117番地 佐々木 豊 志
 期日前投票管理者職務代理者
 新 小林 崇 史 (河辺市民センター)
 旧 石 塚 稔 (河辺市民センター)

秋市選管告示第64号

平成17年 4月17日執行の秋田県知事選挙における投票管理者を次のように変更した。

平成17年 4月11日

秋田市選挙管理委員会
 委員長 古 谷 隆 一

秋田市第63投票区(飯島小学校)

新 秋田市飯島字堀川23番地 保 坂 徳 勝
 旧 秋田市飯島穀丁15番14号 保 坂 征 市

秋市選管告示第65号

平成17年 4月17日執行の秋田県知事選挙における投票管理者を次のように変更した。

平成17年 4月16日

秋田市選挙管理委員会
 委員長 古 谷 隆 一

秋田市第64投票区(北部公民館)

新 秋田市下新城中野字街道端西241番地の189 千 葉 秀 男
 旧 秋田市下新城中野字街道端12番地 柏 谷 鐵 雄

秋市選管告示第66号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消した。

平成17年 4月17日

秋田市選挙管理委員会
 委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙(省略)のとおり

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第5号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者

別紙のとおり

2 指定期間

平成17年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

工事業者名	代表者名	所 在 地
松 田 設 備	松田 秀勝	秋田市河辺北野田高屋字神田244番地
佐々木水道	佐々木 勇	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢40番地1
佐々木施設	佐々木 明	秋田市河辺北野田高屋字獅子袋40番地1

石 翔 水 道	石塚 徹	秋田市河辺岩見字鞆養102番地
工 藤 建 設 株 式 会 社	工藤 堅裕	秋田市雄和繁字梵天野75番地の2
有 限 会 社 菊 地 住 設	菊地 幸仁	大仙市四ツ屋字西下瀬54番地の2
株 式 会 社 佐 藤 土 建	佐藤 喜悦	由利本荘市肴町66番地の3
黒 崎 住 建	黒崎 繁	秋田市雄和椿川字地張山58番地

秋田市上下水道局告示第6号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書の規定により本市下水道事業の公金の収納および支払事務を取り扱わせるため、出納取扱金融機関および収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 出納取扱金融機関 株式会社 秋田銀行
- 2 収納取扱金融機関 株式会社 北都銀行
株式会社 みずほ銀行
株式会社 七十七銀行
株式会社 荘内銀行
株式会社 岩手銀行
株式会社 みちのく銀行
株式会社 山形しあわせ銀行
株式会社 北日本銀行
秋田信用金庫
秋田県信用組合
あすか信用組合
ウリ信用組合
新あきた農業協同組合
東北労働金庫
日本郵政公社

秋田市上下水道局告示第7号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道に係る未納整理事務受託者を次のとおり決定したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市將軍野東二丁目13番35号	森 元 くに子

2 未納整理事務委託の範囲

納入期限が経過した未納に係る料金等の収納事務

3 契約年月日

平成17年 4月 1日

秋田市上下水道局告示第8号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、委託した秋田市上下水道事業に係る水道メーター検針事

務受託者を次のとおり決定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 委託した事務の範囲

水道メーターの検針およびこれに付随する業務

2 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市河辺三内字繫沢下段52番地	小野寺 久美子
秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷76番地	石 塚 さえ子
秋田市河辺松濶字川原田家ノ後1番地31	伊 藤 栄 子
秋田市河辺諸井字上諸井58番地 8	飯 塚 郁 子
秋田市河辺畑谷字中村41番地 1	稲 垣 小百合
秋田市河辺三内字外川原149番地 6	石 塚 静 子
秋田市雄和石田字下大部237番地 1	齊 藤 宇三郎
秋田市雄和相川字高野113番地 1	五十嵐 英 雄
秋田市雄和左手字白川袋64番地	佐々木 善 明
秋田市雄和新波字新町274番地	岡 部 専 裕

3 委託年月日

平成17年4月1日

秋田市上下水道局告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、委託した秋田市上下水道事業に係る水道メーターの検針事務等受託者を次のとおり決定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 受託者の住所および氏名

秋田市山王臨海町3番18号 秋田管工事業協同組合
理事長 太 田 光 重

2 委託する検針事務等の範囲

水道メーター検針事務および営業関連業務

3 委託年月日

平成17年4月1日

秋田市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定等を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3の規定により告示する。

平成17年4月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
建 水	渡部 武	秋田市新屋寿町7番5号	平成17年4月4日
有限会社ヤマシタ設備工業	山下 勇人	秋田市上北手猿田字館ノ下74番地	平成17年4月5日
エムサン施設有限公司	村上 春志	由利本荘市烏海町伏見字山添60番地1	平成17年4月13日

2 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地	廃止年月日
ヤマシタ設備工業	山下 勇人	秋田市上北手猿田字館ノ下74番地	平成17年4月5日

公 告

秋田市公告

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき、道路と駅前広場との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定により公告する。

その関係図書は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路および広場の名称

道路 市道東通仲町手形線

駅前広場 秋田駅東口駅前広場

2 兼用工作物の位置

秋田市東通仲町地内

3 道路管理者および駅前広場の管理者

道路管理者 秋田市

駅前広場の管理者 秋田市

4 管理方法

兼用工作物の管理については、駅前広場の管理者が行うものとする。この場合において、駅前広場の管理者は、道路施行令（昭和27年政令第479号）第5条に規定する権限を、道路管理者に代わって行使するものとする。

5 管理の期間

平成17年4月1日から道路又は駅前広場の存続する日まで

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成17年4月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う麻疹、三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年4月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
加賀谷 学	秋田市旭川南町13番18号 かがや内科医院

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年 4月 8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校複写機の複写料金単価契約	小中学校に設置する複写機の複写料金単価	平成17年 6月 1日～ 平成18年 3月31日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者、又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②租税に滞納がないこと。 ③複写機の複写料金単価契約が可能な者であること。 ④複写機の保守サービスが可能な者であること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 秋田市指名停止措置要綱(物品の納入および製造)第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年 5月13日(金) 午前 9時30分
- 入札の場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免 除
- 契 約 日 平成17年 5月16日(月)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年 4月27日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 複写機の保守サービス体制調書(様式3(省略))
 - エ 納税証明書
 - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
 - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - ・秋田市に納めた固定資産税
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - オ 住民票(法人にあっては履歴事項全部証明書)
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成17年 4月 8日(金)から平成17年 4月27日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで
 - イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 3階
秋田市教育委員会総務課経理担当
 - ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年 5月 6日(金)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成17年 4月 8日(金)から平成17年 4月27日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 3階
秋田市教育委員会総務課経理担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、

これを述べるができる。

平成17年 4月 8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社コジマ 代表取締役 小 島 章 利
イ 住 所 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア 名 称 (仮称) コジマNEW卸団地店
イ 所在地 秋田県秋田市卸町二丁目187-5 他
- (3) 小売業を行う主な者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社コジマ 代表取締役 小 島 章 利
イ 住 所 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成17年12月5日(月)
- (5) 店舗面積の合計 3,216㎡
- (6) 駐車場の収容台数 180台
- (7) 駐輪場の収容台数 164台
- (8) 荷さばき施設の面積 81.83㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 51.75㎡
- (10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時00分

イ 閉店時刻 午後10時00分

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分～午後10時30分
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時00分～午後9時00分
- 2 届出年月日 平成17年4月4日(月)
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
ア 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
イ 期 間 平成17年4月8日(金)～8月8日(月)
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年 4月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託業務名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
秋田市固定資産税地理情報システム構築業務	財政部資産税課	平成22年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～⑤の要件を満たしていること ①本市に平成17年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出し受理されていること。 ②本市に主たる事業所又は営業所等を有すること。 ③測量業の登録業種を有する者であること。 ④政令指定都市または中核市の自治体に仕様書と同種業務の履行実績があること。 ⑤ISO9001：2000認証取得済であること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 資格を有する者を管理技術者として本業務に配置できること。
ウ 本市の指名停止期間中でないこと。
エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

ときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年 5月10日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 仮契約日 平成17年 5月16日(月)
- 本契約日 秋田市議会の議決を得たとき
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規程及び入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成17年4月21日(休)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
イ 業務実績調書(様式2(省略))(契約書の写しと業務内容が客観的に分かる資料を添付すること。)
ウ 配置予定技術者の資格・業務実績(様式3(省略))(資格者証の写しを添付)
エ 入札参加要件に掲げる認証について確認が出来る書類。

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成17年4月12日(火)から平成17年4月21日(休)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市財政部資産税課
ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。
<http://www.city.akita.akita.jp>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知及び選定結果通知については、平成17年4月26日(火)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成17年4月12日(火)から平成17年5月9日(休)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 設計図書を借り受ける者は、設計図書貸出票を資産税課に提出し、確認を得てから借り受け、貸出日当日の午後5時までに返却しなければならない。
- (3) 貸出は、当該入札参加申込書を提出し、受理された者に対してのみ行う。
- (4) 閲覧・貸し出し場所 秋田市役所1階財政部資産税課

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 入札参加要件中、政令指定都市または中核市とは地方自治法の定めるものとする。
- (4) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部資産税課
電話 018-866-2056

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成16年11月11日付け秋田市指令第5081号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年4月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市川尻町字大川反232番地
秋田プライウッド株式会社
代表取締役 井 上 篤 博
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市向浜一丁目1番126の内

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年4月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。
委 託 名 中央図書館明德館パソコン借上納入設置および貸借
委託場所 秋田市千秋明德町4番4号
秋田市立中央図書館明德館
委託期間 平成17年5月1日から平成18年3月31日まで
入札参加要件 ① 秋田市内に本社、支社、営業所等を有する者または秋田市に個人で事業所を有する者で賃貸借契約がおこなえること。
② ハードウェア、ソフトウェアの操作等について不明な点や疑問点の相談に対して適切な指導を行い、迅速なアフターサービスやメンテナンスの体制が整備されていること。
③ 借入期間中、機器の保障は納入業者がこれを保障すること。
④ 賃借料が支払われた後、借入物品のソフトおよびライセンスのすべてとハードウェアのすべてを当館に譲渡できること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中でないこと。
- ウ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年4月26日(火) 午後2時
- 入札の場所 秋田市千秋明德町4番4号
秋田市立中央図書館明德館 研修ホール
- 入札保証金 免 除
- 契 約 日 平成17年4月27日(休)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則及び入札心得を遵守のう え、入札に参加すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年4月19日(火)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
イ パソコン納入設置および賃貸借経歴書（様式2（省略））
ウ 納税証明書
・ 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
・ 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市

- 民税)
- ・ 秋田市に納めた固定資産税（平成16年度分）
 - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。
- エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）
- (2) 申込書等の提出
 申込書等の提出は持参によるものとする。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成17年4月13日(木)から平成17年4月19日(火)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。
- イ 受付場所 秋田市千秋明德町4番4号
 秋田市立中央図書館明德館
- ウ 申請用紙 秋田市立中央図書館明德館から入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡

- する。
- (3) 指名通知及び選定結果の通知については、平成17年4月21日(木)に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成17年4月13日(木)から平成17年4月19日(火)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市立中央図書館明德館
 住所 秋田市千秋明德町4番4号
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市立中央図書館明德館
 電話 018-832-9220 小室または安田

秋田市公告

公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により下記のとおり公告する。

平成17年4月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	平成17年4月26日 午後1時00分	公 売 の 場 所	秋田市役所 3階 契約課入札室
公 売 の 方 法	入札（別紙（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	再 度 入 札	入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。
公 売 開 始 の 日 時 および締切の日時	平成17年4月26日 午後1時10分から午後1時20分まで		
開 札 の 日 時	平成17年4月26日 午後1時20分	開 札 の 場 所	秋田市役所 3階 契約課入札室
売 却 決 定 の 日 時	平成17年4月26日 午後1時30分	売 却 決 定 場 所	秋田市財政部納税課
公 売 保 証 金	公売公告別紙1（省略）のとおり		
買 受 代 金 納 付 の 期 限	平成17年4月26日 午後1時30分		
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。		
危 険 負 担 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。		
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公 売 財 産 上 の 質 権 者、 抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 し 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受ける権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。		
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件			
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙1（省略）のとおり		
消 費 税 の 取 扱 い	公売財産に対する消費税の取扱いについては、公売公告別紙2（省略）のとおり		

秋田市公告

公 売 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押

財産を公売することを公告する。

平成17年4月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	公売開始の日時	平成17年4月26日 午後1時00分
	公売締切の日時	平成17年4月26日 午後1時20分
公 売 の 場 所	秋田市役所 契約課入札室	
公 売 の 方 法	入札（公売公告別紙1（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	
開 札 の 日 時	平成17年4月26日 午後1時20分	
開 札 の 場 所	秋田市役所 契約課入札室	
売 却 決 定 の 日 時	平成17年4月26日 午後1時30分	
売 却 決 定 の 場 所	秋田市市民生活部国保年金課	
公 売 保 証 金	公売公告別紙1（省略）のとおり	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成17年4月26日 午後1時30分	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		
公 売 財 産 上 の 質 権 者、抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。	
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙1（省略）のとおり	
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時。ただし、所有権の移転について登録、許可または承認を必要とする場合があります。	
危 険 負 担 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時。	
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
消 費 税 の 取 扱 い	公売公告別紙2（省略）のとおり	
そ の 他 の 事 項		
注 意	1 入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。 2 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なります。	

秋田市公告

秋田県知事職務代理者より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年4月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画道路 3・1・44号 新都市大通線
3・4・45号 上北手雄和線
- 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年4月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 縦覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 縦覧期間 平成17年4月19日から平成17年5月2日まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年1月14日付け秋田市指令第197号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年4月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市保戸野千代田町2番43号
三光不動産株式会社
代表取締役 岩 本 竜 大
- 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市川元むつみ町110番1の内

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成17年3月2日付け秋田市指令第624号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年4月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市新屋豊町3番48号
株式会社ナイス
代表取締役 齋 藤 一 郎
秋田市新屋豊町3番48号

株式会社秋田フードセンター
 代表取締役 齋 藤 一 郎
 秋田市新屋豊町3番48号
 株式会社コンピュータシステム
 代表取締役 齋 藤 一 郎
 秋田市新屋豊町3番48号
 株式会社秋田物流センター
 代表取締役 齋 藤 一 郎

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市新屋比内町338番2、338番4、339番1、339番3、340番、341番、342番1および342番4

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成17年4月25日
 秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理組合の名称
秋田市御所野地区土地区画整理組合
- 2 施行地区
秋田市御所野元町四丁目の一部
- 3 事務所の所在地
秋田市御所野元町四丁目3番4号
- 4 設立認可の年月日
平成9年9月8日
- 5 事業施行期間
平成9年9月8日から平成17年7月31日まで
- 6 変更の内容
(1) 事務所の所在地
秋田市御所野元町四丁目4番8号
- 7 変更認可の年月日
平成17年4月25日

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成17年4月14日付秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成17年4月25日
 秋田市長 佐 竹 敬 久
 (以 下 略)

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成17年4月14日付秋田市公告に係る公売財産の見積価額を公告する。

平成17年4月25日
 秋田市長 佐 竹 敬 久
 (以 下 略)

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成17年4月26日
 秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う個別予防接種について、別表の医師から当該業務を行うことについて辞退があったので、予防接種法施行令第4条第2項の規定に基づき公告する。

平成17年4月28日
 秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

辞退する医師	予防接種を行った主たる場所
小 泉 林	秋田市土崎港中央四丁目10番18号 小泉医院

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年4月12日
 秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	契約期間
第1号	水道用液体可性ソーダ購入	秋田市上下水道局 仁井田・豊岩浄水場	平成17年4月28日 から平成18年3月31日
第2号	仁井田・豊岩浄水場 水道用ポリ塩化アルミニウム (PAC) 購入		
第3号	仁井田・豊岩浄水場 水道用次亜塩素酸ナトリウム 購入		
第4号	水道用ソーダ灰購入		

第5号	雄和浄水場 水道用ポリ塩化アルミニウム (PAC) 購入	秋田市上下水道局 雄和浄水場	
第6号	雄和浄水場 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市に物品入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。
- エ その他物品ごとに定める要件を満たすこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年4月26日(火) 午前9時30分
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場
 入札保証金 免除
 契約日 平成17年4月28日(休)
 入札金額 入札書には、1kgあたりの価格を記載すること。
 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年4月19日(火)までに、入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 申込書の提出
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
 申込書は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成17年4月12日(火)から平成17年4月19日(火)

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第9号	鉛レス新品水道メーター購入 (13mm~40mm)	秋田市上下水道局	契約日から30日間 (平成17年6月17日)	3に記載

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年5月13日(金) 午後1時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
 秋田市上下水道局
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
 契約日 平成17年5月18日(休)
 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年4月21日(休)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成17年4月12日(火)から平成17年4月25日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成17年4月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

と。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年5月10日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 実績調書（様式2（省略））

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 実績調書（様式2（省略））
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。）
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写しまたは口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成17年4月19日(火)から平成16年5月10日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成17年4月19日(火)から平成16年5月12日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

